

ア メ リ カ 合 衆 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 日米 領事条約17条1項 (e)号(i))	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが, 送達の共助 が行われたもの(行われ得るも の)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかかわ らず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件 について, 受送達者が受領 を拒絶するおそれがある場 合	民事又は商事に関する事件 以外の事件について, 受送 達者が受領を拒絶するおそ れがある場合
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使, 総領事の管轄 区域についてはⅦ) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, 英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはⅥ) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あて一英 語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	必 要 ※1	必 要
V 期 間※2	3 箇 月	5 箇 月 ※3	先例なし
VI 中央当局 (要請書に記載 する表示)	名 称 U.S. Department of Justice Civil Division Office of International Judicial Assistance 所在地 Benjamin Franklin Station P.O. Box 14360 Washington, D.C. 20004 United States of America		

※1 中央当局としての送達事務は外部委託され, 委託先の民間会社である Process Forwarding International (PFI) (住所: 633 Yesler Way Seattle, WA 98104 USA) に, 送達費用を事前に支払います(送達費用は, 現在, 95ドルですが, PFIの要請で変更されることがあります。)。中央当局の指定自体を変更するものではありません(Ⅵ欄参照)。

具体的には, 最高裁への文書送付後, 最高裁からの送金通知を受けてから, 国際送金為替で送金し, その受領証書の写しを送金報告とともに最高裁に送付してください。最高裁は, 受領証書の写しを文書に添付して送付手続をとることになります。

※2 「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

※3 事前の送金手続を含めた平均所要期間です。

Ⅶ 大使、総領事の管轄区域	
在アメリカ合衆国日本国大使	コロンビア特別区、バージニア州、メリーランド州
在アトランタ日本国総領事	ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、アラバマ州
在サンフランシスコ日本国総領事	ネバダ州、カリフォルニア州中在ロサンゼルス日本国総領事の管轄に属さない地域 ※4
在シアトル日本国総領事	ワシントン州、モンタナ州、アラスカ州、アイダホ州、オレゴン州
在シカゴ日本国総領事	インディアナ州、イリノイ州、ウィスコンシン州、ミネソタ州、アイオワ州、ミズーリ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、ネブラスカ州、カンザス州
在デトロイト日本国総領事	オハイオ州、ミシガン州
在デンバー日本国総領事	コロラド州、ニューメキシコ州、ユタ州、ワイオミング州
在ナッシュビル日本国総領事	テネシー州、ミシSSIPPI州、アーカンソー州、ルイジアナ州、ケンタッキー州
在ニューヨーク日本国総領事	ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州、デラウェア州、ウエストバージニア州、プエルトリコ、バージン諸島（米領部分）、コネティカット州のフェアフィールド郡 ※4
在ハガツニャ日本国総領事	グアム、北マリアナ諸島
在ヒューストン日本国総領事	テキサス州、オクラホマ州
在ボストン日本国総領事	メイン州、ニューハンプシャー州、バーモント州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州、コネティカット州（フェアフィールド郡を除く。） ※4

在ホノルル日本国総領事	ハワイ州、アメリカ合衆国の領土中他の領事官の管轄に属さない地域
在マイアミ日本国総領事	フロリダ州
在ロサンゼルス日本国総領事	アリゾナ州、カリフォルニア州中ロサンゼルス、オレンジ、サンディエゴ、インペリアル、リバーサイド、サンバーナディノ、ベンチュラ、サンタバーバラ及びサンルイオビスポの各郡 ※4

※4 カリフォルニア州及びコネティカット州の総領事の管轄区域は郡（county）によって異なるため、これらの州に囑託する場合には、その郡名も明らかにしてください（管轄の異なる総領事あてに送ってしまうと、その分送達期間が長くなるので注意してください。）。

なお、事件数が多いカリフォルニア州については、主要な市町村と郡及び総領事との対応関係がわかる「カリフォルニア州管轄総領事検索」を参考にしてください。

Ⅳ アメリカ合衆国州名の参考略称表

州 名	略 称	州 名	略 称	州 名	略 称
Alabama	A L	Louisiana	L A	Ohio	O H
Alaska	A K	Maine	M E	Oklahoma	O K
Arizona	A Z	Maryland	M D	Oregon	O R
Arkansas	A R	Massachusetts	M A	Pennsylvania	P A
California	C A	Michigan	M I	Rhode Island	R I
Colorado	C O	Minnesota	M N	South Carolina	S C
Connecticut	C T	Mississippi	M S	South Dakota	S D
Delaware	D E	Missouri	M O	Tennessee	T N
Florida	F L	Montana	M T	Texas	T X
Georgia	G A	Nebraska	N E	Utah	U T
Hawaii	H I	Nevada	N V	Vermont	V T
Idaho	I D	New Hampshire	N H	Virginia	V A
Illinois	I L	New Jersey	N J	Washington	W A
Indiana	I N	New Mexico	N M	West Virginia	W V
Iowa	I A	New York	N Y	Wisconsin	W I
Kansas	K S	North Carolina	N C	Wyoming	W Y
Kentucky	K Y	North Dakota	N D		